

春日井市と日本赤十字社愛知県支部との包括連携協定書

春日井市（以下「甲」という。）及び日本赤十字社愛知県支部（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、春日井市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密に連携・協力することにより、春日井市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）子ども・子育て世代の支援に関すること。
- （2）高齢者等の健康生活支援に関すること。
- （3）多文化共生社会の実現に向けた事業の推進に関すること。
- （4）防災・減災に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために、双方が合意し必要と認めた事項に関すること。

2 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙が連携する企業又は団体に実施させることができる。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議を行うものとする。

（費用負担）

第4条 第2条に規定する取組に関する費用は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（守秘義務及び個人情報の取扱い）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ず第三者に開示、漏えいしてはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は連携・協力事項の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び各自が定める個人情報保護に関する規定等を遵守するものとする。

3 乙は連携先に対して本協定と同等の守秘義務を課すものとする。

4 甲及び乙は、本協定終了後も、第1項から前項までに定める義務を負うものとする。

（本協定の変更及び解除）

第6条 甲及び乙のいずれかが、相手方に対して書面により本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行う。

（有効期間及び更新）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、さらに1年間延長され、以降この例によるものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和8年8月13日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市長

石黒直樹



乙 愛知県名古屋市東区白壁1丁目50番地
日本赤十字社愛知県支部
支部長

大村秀章

